

- わなないこと。
- ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
- エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
マツモトセンノウと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第651号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
野尻生育地保護区
- 2 指定の区域
阿蘇郡高森町大字野尻及び大字尾下の一部 2.6 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
キンポウゲ科 ミチノクフクジュソウ (*Adonis multiflora*)
ゴマノハグサ科 ツクシトラノオ (*Pseudolysimachion kiusianum*)
ゴマノハグサ科 ツクシクガイソウ (*Veronicastrum sibiricum var.zuccarinii*)
キキョウ科 ヤツシロソウ (*Campanula glomerata var.dahurica*)
ユリ科 ヒメユリ (*Lilium concolor var.partheneioni*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) 指定に係る指定希少野生植物の個体の生育のために確保すべき環境
上記5種の個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原等とともに上記5種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するため、適切な方法により草刈り等を実施し、植生の遷移を抑制するよう努める。
さらに、本種の生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

第2 管理地区の指定

- 1 名称
野尻生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
野尻生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
キンポウゲ科 ミチノクフクジュソウ (*Adonis multiflora*)
ゴマノハグサ科 ツクシトラノオ (*Pseudolysimachion kiusianum*)
ゴマノハグサ科 ツクシクガイソウ (*Veronicastrum sibiricum var.zuccarinii*)
キキョウ科 ヤツシロソウ (*Campanula glomerata var.dahurica*)
ユリ科 ヒメユリ (*Lilium concolor var.partheneioni*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) 指定に係る指定希少野生植物の個体の生育のために確保すべき環境
上記5種の個体の生育のためには、その生育環境である長草型草原等とともに上記5種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
指定に係る指定希少野生植物の生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
指定に係る指定希少野生植物の生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減

- 現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
指定に係る指定希少野生植物と一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第 652 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
目丸山生育地保護区
- 2 指定の区域
上益城郡山都町目丸の一部 13.5 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ユリ科 カタクリ (*Erythronium japonicum*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) カタクリの個体の生育のために確保すべき環境
カタクリの個体の生育のためには、その生育環境である落葉広葉樹林とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - (1)で掲げた本種の生育条件を維持するためには、生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

第2 管理地区の指定

- 1 名称
目丸山生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
目丸山生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
ユリ科 カタクリ (*Erythronium japonicum*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) カタクリの個体の生育のために確保すべき環境
カタクリの個体の生育のためには、その生育環境である落葉広葉樹林とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生育環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
カタクリの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
カタクリの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
カタクリと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第 653 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
天主山生育地保護区
- 2 指定の区域
上益城郡山都町菅の一部 7.9 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種

- キンポウゲ科 アズマイチゲ (*Anemone raddeana*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) アズマイチゲの個体の生育のために確保すべき環境
アズマイチゲの個体の生育のためには、その生育環境である落葉広葉樹林とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するためには、生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
- 第2 管理地区の指定
- 1 名称
天主教山生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
天主教山生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
キンポウゲ科 アズマイチゲ (*Anemone raddeana*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) アズマイチゲの個体の生育のために確保すべき環境
アズマイチゲの個体の生育のためには、その生育環境である落葉広葉樹林とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
- ア 工作物の設置
アズマイチゲの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
- イ 土地の形質の変更
アズマイチゲの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
- ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
- エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
アズマイチゲと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第654号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮谷義子

第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
庄屋池生育地保護区
- 2 指定の区域
球磨郡あさぎり町深田東の一部 0.8ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
スイレン科 オグラコウホネ (*Nuphar oguraense*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) オグラコウホネの個体の生育のために確保すべき環境
オグラコウホネの個体の生育のためには、その生育環境である池等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生育条件を維持するためには、生育環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

第2 管理地区の指定

- 1 名称
庄屋池生育地保護区管理地区
- 2 指定の区域
庄屋池生育地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生植物種
スイレン科 オグラコウホネ (*Nuphar oguraense*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針